

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
結核予防法による医療機関の指定(五五八・能代保健所)...	1
認定リサイクル製品の調達の状況の公表(五五九・環境あきた創造課).....	1
公共測量実施の通知(五六〇・農山村振興課).....	1
建築基準法による道路位置の指定(五六一・鹿角地域振興局建設部).....	1
公告	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室).....	1
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	2
その他	2
平成十八年度行政書士試験の実施.....	2

第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月七日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

名称	所在地	指定年月日
八峰町八タ八タの町診療所	山本郡八峰町八森字中浜百九十六番地二十六	平成十八年六月十七日

秋田県告示第五百五十九号

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第四十四号)第十一条第二項の規定により、平成十七年度における認定リサイクル製品の調達の状況を次のとおり公表する。

平成十八年七月七日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

品目	認定製品数	調達製品数	調達額概算(千円)
パーク堆肥	五	五	九六 四六五
植栽基盤材	十	七	四〇 五三九
木製工作物	八	四	三五 〇二四
加圧処理木材	二	一	八 一九八
再生有機系建材	二	二	八 一五二

備考 調達額概算とは、調達製品の希望販売価格に調達数量を乗じて得た額をいう。

その他	一〇九	二〇	一一、八六五
合計	一三六	三九	一〇〇、一三三

秋田県告示第五百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年七月七日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 作業の種類
公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 二 作業を行う地域
秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市及び北秋田市
- 三 作業を行う期間
平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

秋田県告示第五百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月七日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字蒼前平七十三番地 有限会社たくみ不動産 代表取締役 服部 誠一	鹿角市花輪字久保田八番一の内及び九番の内	二十九・八二メートル	四メートル	平成十八年六月二十八日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の

認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

<p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十八年度行政書士試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成十八年七月七日</p> <p>財団法人行政書士試験研究センター 理事長 池ノ内 祐 司</p> <p>一 試験期日 平成十八年十一月十二日（日）午後一時から午後四時まで</p> <p>二 試験場所 秋田市手形学園町一番一 号 秋田大学手形キャンパス</p> <p>三 試験の科目及び方法 （一）試験の科目</p>	<p>平成十八年七月七日</p> <p>秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西村 哲 男</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十八年六月二十日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋田ランドアート</p> <p>三 代表者の氏名 落合 等</p> <p>四 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目三番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、市民に対して企業及び行政とのパートナーシップを前提とした、社会貢献活動に関する意識啓発事業を行い、新しい市民社会のネットワークづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>六 定款の変更内容 （一）役員定数の変更 役員の選任等の変更</p> <p>平成十八年六月二十七日県営土地改良事業（館合地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年七月七日</p> <p>秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西村 哲 男</p> <p>そ の 他</p>
---	--

<p>（一）行政書士の業務に関し必要な法令等 ア 出題数 四十六題</p> <p>イ 内容等 憲法、行政法（同法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十八年四月一日現在施行されているものに出題する。ただし、商法は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行により実質的な改正が行われた部分については、原則として出題しないものとする。</p> <p>（二）行政書士の業務に関連する一般知識等 ア 出題数 十四題</p> <p>イ 内容 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解</p> <p>（三）試験の方法 試験は、筆記試験によって行う。</p> <p>（四）出題の形式は、（一）は択一式及び記述式、（二）は択一式とする。</p> <p>なお、（一）の記述式の出題は、四十字程度で記述するものとする。</p> <p>四 受験手続 （一）郵送による受験申込み 受付期間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>（二）受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること（あて先は、印刷済）。平成十八年九月八日の消印があるものまで受け付ける。</p> <p>（三）提出書類 受験願書一式 受験手数料 七千円</p> <p>（四）納付方法については、試験案内を参照のこと。</p> <p>（五）試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>ア 郵送配布 郵送を希望する方は、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号・A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で</p>	<p>請求すること（平成十八年八月三十一日（木）までに必着のこと。）。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 817 746 1451"> <p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p> </td> <td data-bbox="746 817 842 1451"> <p>配 布 場 所 秋田県千代田区日比谷公園一番三 号市政会館一階 財団法人行政書 士試験研究センター</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 817 1066 1451"> <p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p> </td> <td data-bbox="1066 817 1489 1451"> <p>配 布 場 所 秋田市山王四丁目一番一 号 秋田 県知事公室総務課 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田 県鹿角地域振興局総務企画部 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 の 一 秋田県北秋田地域振興局総 務企画部 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 部大館地区総合事務所 能代市御指南町一番十号 秋田県 山本地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目一番二 号 秋田 県秋田地域振興局総務企画部 由利本荘市水林三百六十六番地</p> </td> </tr> </table>	<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田県千代田区日比谷公園一番三 号市政会館一階 財団法人行政書 士試験研究センター</p>	<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田市山王四丁目一番一 号 秋田 県知事公室総務課 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田 県鹿角地域振興局総務企画部 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 の 一 秋田県北秋田地域振興局総 務企画部 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 部大館地区総合事務所 能代市御指南町一番十号 秋田県 山本地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目一番二 号 秋田 県秋田地域振興局総務企画部 由利本荘市水林三百六十六番地</p>
<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田県千代田区日比谷公園一番三 号市政会館一階 財団法人行政書 士試験研究センター</p>				
<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田市山王四丁目一番一 号 秋田 県知事公室総務課 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田 県鹿角地域振興局総務企画部 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 の 一 秋田県北秋田地域振興局総 務企画部 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 部大館地区総合事務所 能代市御指南町一番十号 秋田県 山本地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目一番二 号 秋田 県秋田地域振興局総務企画部 由利本荘市水林三百六十六番地</p>				

<p>請求すること（平成十八年八月三十一日（木）までに必着のこと。）。</p>	<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田県千代田区日比谷公園一番三 号市政会館一階 財団法人行政書 士試験研究センター</p>
<p>配 布 期 間 平成十八年八月七日（月）から同年九月八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>配 布 場 所 秋田市山王四丁目一番一 号 秋田 県知事公室総務課 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田 県鹿角地域振興局総務企画部 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 の 一 秋田県北秋田地域振興局総 務企画部 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 部大館地区総合事務所 能代市御指南町一番十号 秋田県 山本地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目一番二 号 秋田 県秋田地域振興局総務企画部 由利本荘市水林三百六十六番地</p>	

<p>平成十八年八月七日(月)から同年九月八日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで</p>	<p>秋田県由利地域振興局総務企画部 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局総務企画部</p>	<p>秋田県由利地域振興局総務企画部</p>
<p>秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館四階 秋田県行政書士会</p>	<p>湯沢市千石町二丁目一番十号 秋田県雄勝地域振興局総務企画部</p>	<p>横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部</p>

- 財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所においては、備え置く試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。
- (二) インターネットの利用による受験申込み
- (1) 受付期間
平成十八年八月七日(月)から同年九月八日(金)の午後五時まで
- (2) インターネット出願画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyousei-shiken.or.jp>)のインターネット出願画面を表示し、必要事項を入力すること。
- (3) 受験手数料
七千円
- 納付方法は、クレジットカード(受験申込者の名義のものに限る。)による決済のみとする。
納付された受験手数料は、原則として還付しない。
- 連絡先
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 〇三 五二五一 五六〇〇
- 五 特例措置の実施
身体機能に著しい障害のある方については、障害の状況に

より必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って四(三)へ相談すること。
なお、重度の視覚障害のある方については、点字試験を実施する。

六 合格の発表の日時及び方法

(一) 日時
平成十九年一月二十九日(月)午前九時

(二) 方法
合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原繁雄
 電話(0862)876600
 E-mail:matsubara@matubarainsatsu.co.jp
 FAX(0863)00005